

令和4年度勝浦町育英奨学金貸付について

1 資格

次の各号に掲げる条件を具備した者

- (1) 町内に住所を有する者の子弟であること。
- (2) 学校に現に在籍し、又は入学が決定している者であること（平成31年4月を基準とし、在学予定の方）。
- (3) 学業及び人物が優秀で、かつ、心身ともに健康な者であること。
- (4) 学資の支弁が困難と認められる者であること。

2 奨学金の内容

(1) 修学資金及び入学資金

| 区 分 | 奨学金の額 |
|----------------|---------------|
| 高等学校 | 月額 20,000 円以内 |
| 高等専門学校 | 月額 20,000 円以内 |
| 徳島医療福祉専門学校 | 月額 30,000 円以内 |
| 大学 | 月額 30,000 円以内 |
| 徳島医療福祉専門学校入学資金 | 400,000 円以内 |
| 大学入学資金 | 400,000 円以内 |

(2) 貸付期間

令和4年4月から奨学生の在籍する学校の正規の最短修業期間とします。

(3) 利息

無利息です。

ただし、正当な理由なく返還期日までに返還しない場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき延滞利息（年7.3%）を徴収する場合があります。

(4) 返還（貸付終了後）

- ① 奨学金は、学校を卒業後又は貸付が終了した後、必ず返還しなければなりません。
- ② 返還は、卒業後又は貸付の決定を取り消された月の翌月から別表第2の定めるところにより返還しなければなりません。
- ③ 返還方法は、半年賦の方法により返還しなければなりません。
- ④ 卒業後に進学する場合等は、返還が猶予されます。この場合、返還猶予の手続きが必要です。

別表第2

| 区 分 | 返還の方法 | 返還金額 | 返還期限 |
|------------------------------------|-------|-----------|-------|
| 高等学校 | 半年賦 | 72,000 円 | 5 年以内 |
| 高等専門学校 | 半年賦 | 100,000 円 | 6 年以内 |
| 徳島医療福祉専門学校 | 半年賦 | 120,000 円 | 6 年以内 |
| 大学 | 半年賦 | 120,000 円 | 6 年以内 |
| 徳島医療福祉専門学校入学資金 | 半年賦 | 50,000 円 | 4 年以内 |
| 大学入学資金 | 半年賦 | 50,000 円 | 4 年以内 |
| 徳島医療福祉専門学校修学資金及び 徳島医療福祉専門学校入学資金 | 半年賦 | 120,000 円 | 8 年以内 |
| 大学修学資金及び大学入学資金 | 半年賦 | 120,000 円 | 8 年以内 |

(5) 貸付の休止または取消し

学校を休学または退学した場合や規定の資格を欠くものと認められる場合など、勝浦町育英奨学金貸付条例第7条及び第8条に該当するときは、奨学金の貸付を休止または取消しします。既に貸付している場合は奨学金を直ちに返還していただきます。

3 その他

他の奨学金制度が認めるときは、勝浦町育英奨学金との併給は可能です。

4 申請方法

申請を希望される方は次の申請書類一式を勝浦町教育委員会へ期限までに提出してください。

電話等で連絡があった場合も期限までに書類提出がない場合は、辞退扱いとさせていただきます。

- (1) 申請期間 令和4年4月1日(金)～4月20日(水)
 ※ 8時30分～17時(12時～13時を除く)
 ※ 土・日を除く

(2) 申請書類

- ① 奨学金貸付願書(様式第1号)
- ② 出身学校長の推薦書(様式第2号)
- ③ 在学証明書
- ④ 町内に住所を有する方の子である事の証明書
住民票(世帯全員の写し・全部記載のあるもの)
- ⑤ 令和3年中の所得確認資料
 - 源泉徴収票または確定申告書などの写し
 - 同一生計を営む家族全員のもの
- ⑥ 特別控除確認用調書及び書類

(3) 申請書類 [貸付内定通知後]

- ⑦ 所得証明書(様式第3号) ※ 税務課発行のもの
 - 同一生計を営む家族全員のもの
 - 連帯保証人のもの
- ⑧ 誓約書(様式第4号)
- ⑨ 借用書(様式第8号)
- ⑩ 印鑑登録証明書
 - 本人のもの
 - 連帯保証人のもの
- ⑪ 請求書 ※ 奨学生本人の住所氏名、本人名義の口座を記入
(通帳口座の写し添付)

連帯保証人は、次の要件を満たす者とする。

- ・ 県内に住所を有する者。
- ・ 成年者で独立の生計を営む者。
- ・ 原則として、1名は保護者。1名は奨学生と別生計の者。
- ・ 生活保護受給者でないこと。

5 貸付の決定

申請者については、勝浦町教育委員会の書類審査により選考を行います。

5月下旬に内定通知を文書にて通知します。

※内定後、⑦の確認書類により所得基準額を上回る場合は、内定取消しとなる場合がありますのでご了承ください。

6月下旬に確定通知を文書にて通知します。